



障害者権利条約総括所見の焦点と課題

障害者権利条約実質化のプロセスと到達点

園部 英夫

要旨 障害者権利条約（国連、2006）は、第二次世界大戦後の平和と人権保障をめざす国際社会の取り組みの到達点であることを確認した上で、最初に条約の内容と構成について述べた。障害者権利条約には合理的配慮やインクルージョン、アクセシビリティなど、「他の者との平等を基礎として」保障すべき権利が表現されており、人権の発展としてとらえることの重要性を指摘した。つぎに、障害者権利委員会審査による日本政府に対する総括所見（勧告）に向けた日本障害フォーラム（JDF）のとりくみについて、パラレルレポート作成とロビー活動を中心に述べ、主な条文の論点を整理した。権利条約のめざすところを日本社会に実現するには、条約、総括所見（勧告）を深め、障害者の要求にもとづく運動をすすめることが重要である。

キーワード 障害者権利条約 障害者権利委員会 総括所見（勧告） 障害者運動

はじめに

障害者権利条約（以下、権利条約）は、2006年12月13日、第61回国連総会で採択された。2023年6月現在186カ国が批准、さらに同条約に付帯する選択議定書も104カ国が批准している（国連加盟の国と地域は193）。日本は、2014年2月、141番目の締約国となった。

権利条約は、国際条約として日本国憲法と国内法（障害者基本法や各障害別の法等）の中間に位置し、条約に反する法律は無効とされている。

日本国憲法第98条は、「締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定め、第99条は「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」としている。すなわち、権利条約は締約された国際法規として、国内

法や制度を権利条約のレベルに改善していくことを求めている。

2022年9月9日、国連・障害者権利委員会によって採択された日本の条約実施に関する政府報告への総括所見は、締約国である日本に権利条約の実現を「勧告」するものであり、本来、国内法や諸制度の改善を促すものだ。ところが、日本政府は総括所見を「条約解釈」とし、法的拘束力をもつものとは認識していない。しかしだからこそ、締結国は、権利条約の遵守はもちろん、条約機関（障害者権利委員会）の示す総括所見を国際規範として具体化すべきである。

このような日本政府に対して、条約の条文、項目の具体的な施策化、制度化を強く求め続けなければならない。それをなし得るのは要求にもとづくねばり強い障害者運動と世論の力であろう。

1 戰争への痛恨の反省と平和を求めて —国際連合の結成とその意義

第二次世界大戦は、8500万人を超える人々の

生命を奪った。ドイツやイタリアと軍事同盟を組んで敗戦した日本は、沖縄の地上戦、広島、長崎への原爆、日本列島各地の空襲の上に、再び戦火を許すことはできないとして、日本国憲法を制定した。国民主権・基本的人権・平和主義を大原則として、とりわけ前文や第9条は、国際平和主義と戦争の放棄を希求した。

一方、世界の国々は、世界大戦を回避できなかったことを猛省し、平和を求めて国際連合（国連）を結成した（1945年10月）。国連憲章第1条には国際連合の目的として「国際の平和及び安全を維持すること」「侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧」「平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること」と定めた。

忘れてならないことは、この戦争のなかで、ユダヤ人は600万人以上がナチス・ドイツの強制収容所に送られ虐殺されたことである。また、そのうち100万人は子どもたちであり、さらに、その殺戮に先駆け、実験のようにして障害のある人びとなど20万人以上が殺害されている事実だ。

2 國際的な人権の発展と障害者

（1）ノーマライゼーションと国際障害者年

「ノーマライゼーション」は、障害者が同年齢の市民と同じ生活条件で暮らし、同等の自由と独立を保障されるという理念である。1950年代にデンマークで提唱された。提唱者であるバンク・ミケルセンは、コペンハーゲン大学法学部に学んだ学生時代、ナチス占領下のデンマークで抵抗運動（レジスタンス）に加わり投獄された経験をもつ。戦後、社会省に勤務し、知的障害者親の会の運動を知ることとなり、当時、障害の重い知的障害のある人たちが、大規模な収容施設で、自由のない悲惨な生活を強いられていた実態に衝撃を受けた。ノーマライゼーションはそうした生活からの解放をめざした思想である（日本ではこれを「脱施設化」と訳して紹介されることも多かった）。

ノーマライゼーションの考え方は、隣国のスウェーデンや北米へと広まっていく。1971年の知的

障害者権利宣言や、1975年の障害者権利宣言、さらに1981年の国際障害者年など、国連へ影響を及ぼしたといわれる。国際障害者年は、障害者の社会への完全参加と平等をめざし、のちの権利条約につながる重要な国際的とりくみである。

ノーマライゼーション発祥の地であるデンマークでは、1960年代以降、住まいの面でも障害のない人との平等を実現するために、大規模収容施設から小さなケアのある「家」を暮らしの場とする法制度がつくられていく。1976年には生活支援法が、1998年には社会サービス法が改正され、そこに「特別なニーズと配慮」などが位置づけられていった。

日本での国際障害者年に向けたとりくみは、民間の障害者団体から始まった。1980年、「完全参加と平等」の実現をめざし、120の障害者団体がひとまとまりとなって、国際障害者年日本推進協議会（太宰博邦代表）を結成した。国内での障害者団体の要求運動はそれまで個別の団体で行われることが多かったが、障害の違いを越えて要求する団体ができたことの意義は大きい。同協議会は、「国連・障害者の十年（1983年～1992年）」の国内行動にとりくみ、1993年、日本障害者協議会（JD、調一興代表）に発展的に継承された。

（2）国連人権条約のあゆみとインクルージョン

国連は、1948年、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」と世界人権宣言を発した。1966年には「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（A規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（B規約）という国際人権規約を採択した。

以降、人権を特別に強化する必要がある集団や階層などにそれぞれの人権条約を採択していく（以下、条約の名称は日本政府によるもの）。人種差別撤廃条約（国連採択1965年、日本批准1995年）、女子差別撤廃条約（同1979年、1981年）、拷問等禁止条約（同1984年、1999年）、児童の権利に関する条約（同1989年、1994年）である。